

連携中枢都市圏の形成に向けた取り組み状況について

○鳥取県鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、兵庫県新温泉町では、平成 23 年度から国の定住自立圏構想を推進し、産業、農業、環境、地域公共交通などの分野で広域的な連携を進めている。この連携をより発展させるために平成 30 年 4 月に連携中枢都市圏の形成を目指している。

1 連携中枢都市圏構想

(1) 目的

国（総務省）が推進している連携中枢都市圏構想の目的は、人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするためには、地域において、相当の規模と中核性を備える中心都市が近隣の町と連携し、「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することとしている。

(2) 連携中枢都市の要件

- ① 指定都市または中核市等
- ② 昼夜間人口比率が 1 以上
- ③ かつ三大都市圏の区域外に所在すること

※鳥取市を含めて、全国で 61 市が該当。

※平成 29 年 3 月 31 日現在、23 団体が連携中枢都市圏を形成。

(3) 国等からの支援

連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、国から必要な財政措置が講じられる。

(4) 手続き

- ①連携中枢都市宣言
- ②連携協約の締結（議会の議決（地方自治法第 252 条の 2 第 3 項）に基づき締結・変更）
- ③連携中枢都市圏ビジョンの策定

※連携中枢都市圏を形成する場合は、定住自立圏形成協定を廃止し、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を新たに締結することになる。

(5) 定住自立圏と連携中枢都市圏の制度比較

区分	定住自立圏	連携中枢都市圏
根拠	定住自立圏構想推進要綱	連携中枢都市圏構想推進要綱
中心都市要件	【中心市】 ○ 人口5万人以上(少なくとも4万人超) ○ 昼夜間人口比率1以上	【連携中枢都市】 ○ 指定都市又は 中核市 等 ○ 昼夜間人口比率1以上
手続き	① 中心市宣言 ② 定住自立圏形成協定の締結 ③ 定住自立圏共生ビジョンの策定	① 連携中枢都市宣言 ② 連携協約の締結(地方自治法第252条の2第1項) ③ 連携中枢都市圏ビジョンの策定
連携する取組	ア 生活機能の強化に係る政策分野 イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	ア <u>圏域全体の経済成長のけん引</u> 例：企業誘致による産業振興・雇用確保 地域資源を活用した地域経済の裾野 拡大戦略的な観光振興 等 イ <u>高次の都市機能の集積・強化</u> 例：高度な医療サービスの提供 広域的公共交通網の構築 高等教育・研究開発の環境整備 等 ウ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上 (≒定住自立圏の取組)
財政措置	当該ビジョンに基づき実施される取組 【中心市】 ○ 特別交付税措置 年間 8,500 万円程度上限 【近隣市町村】 ○ 特別交付税措置 年間 1,500 万円上限	当該ビジョンに基づき実施される取組 【連携中枢都市】 ○ 普通交付税措置(上記ア及びイ) 本圏域の場合 1.3 億円を想定 ○ 特別交付税(上記ウ) 年間 1.2 億円程度上限 【連携市町村】 ○ 特別交付税(上記ア～ウ) 年間 1,500 万円上限

2 スケジュール

日 程	内 容
平成29年11月10日	第1回連携中枢都市圏ビジョン懇談会の開催
11月22日	首長会議
11月～12月	パブリックコメント
12月	連携中枢都市宣言
平成30年 1月	第2回連携中枢都市圏ビジョン懇談会の開催
3月	連携協約議決
4月1日	連携協約締結、ビジョン策定・公表